

ケアハウス高浜安立 利用料金表

令和7年4月1日から適用

毎月の利用料（サービスの提供に要する費用、生活費、管理費）は、前年の収入により下記の表から決定され、翌月の20日にお支払いいただきます。（毎年7月、前年の収入に応じて、利用料の見直しがあります。）

階層	対象収入による 階層区分 (年 収)	① サービスの 提供に要す る 費 用	② 生 活 費	③ 居住に要する 費 用 (管理費)	①+②+③ 月額納付額 合 計
1	1,500,000 円以下	10,000 円	46,320 円 11 月～3 月 冬期加算 月々 1,960 円	11,497 円	67,817 円
2	1,500,001～1,600,000 円	13,000 円			70,817 円
3	1,600,001～1,700,000 円	16,000 円			73,817 円
4	1,700,001～1,800,000 円	19,000 円			76,817 円
5	1,800,001～1,900,000 円	22,000 円			79,817 円
6	1,900,001～2,000,000 円	25,000 円			82,817 円
7	2,000,001～2,100,000 円	30,000 円			87,817 円
8	2,100,001～2,200,000 円	35,000 円			92,817 円
9	2,200,001～2,300,000 円	40,000 円			97,817 円
10	2,300,001～2,400,000 円	45,000 円		居住に要する 費用(管理費)	102,817 円
11	2,400,001～2,500,000 円	50,000 円			107,817 円
12	2,500,001～2,600,000 円	57,000 円			114,817 円
13	2,600,001～2,700,000 円	64,000 円			121,817 円
14	2,700,001～2,800,000 円	71,000 円			128,817 円
15	2,800,001～2,900,000 円	78,000 円			135,817 円
16	2,900,001 円以上	83,320 円	141,137 円		

※合計金額には、冬期加算:1,960 円は含まれていません。

※裏面もご確認下さい。

(注 1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費などの必要経費を控除した後の収入をいいます。

(注 2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124004 号)の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成 18 年 1 月 24 日老計発第 0124001 号)の第 2 の 1 の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱います。

(注 3) 本人からの徴収額(月額)は利用料金表により求めた額とします。
ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とします。

(注 4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150 万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から 30%減額した額を本人からの費用徴収額とします。この場合、100 円未満の端数は切り捨てとします。

(注 5) 駐車場をご利用される方は、本紙の利用料金表により定められた額とは別に 2,000 円ご請求させていただきます。

(注 6) 各居室で使用される電気代、水道代は、本紙の利用料金表により定められた額とは別に、使用量に応じてご請求させていただきます。

電気料金 基本料金：780円 1kwh 17.58円

水道料金 基本料金：1200円(定額)